

再 開 12:59

委員会を再開いたします。引き続き、答弁につきましては、明確に簡潔によりしくお願いを申し上げます。

それでは、第11款「地方交付税」から第14款「使用料及び手数料」、69ページから75ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

すみません。ちょっと教えていただきたいと思います。72ページですけど、民生使用料、穂波福祉総合センター使用料、それと忠隈住民センター使用料のことですけれども、使用料にかなりの差がございます。その中身について、教えていただきたいと思います。

○ 社会・障がい者福祉課長

御質問の穂波福祉センターの使用料の件につきましては、平成19年度に利用料金制による指定管理者制度を導入したため、平成19年度の施設使用料は施設管理者の収入となりますので、本市における収入といたしましては、行政財産使用料の自動販売機設置分の9万2,114円を平成19年度は計上いたしております。

○ 八児委員

そしたら、ついでに、利用者数がわかれば教えていただけますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

主な施設の利用者数でよろしいでしょうか。浴場とか、それぞれの単位で一応拾っておりますので。穂波の保健福祉センターにつきましては、平成19年度は延べ8万2,944人の方が浴場で使用されております。対前年比5.65%の増となっております。

それから忠隈住民センターにつきましては、浴場利用者1万8,083名、対前年比90.97%となっております。

○ 委員長

次に、楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

住宅使用料についてお尋ねいたします。決算書のページでは74ページ、市営住宅使用料、住宅敷使用料、駐車場、これに関連してです。ひとつ、現年の収納率がこの3年、ほとんど大差がありません。これが、先ほどでも言いましたけど、予算現額との比率ではどうなっているのかということから、御答弁願いたいと思います。

○ 建築住宅課長

委員会資料の6ページによりまして説明をさせていただきたいと思います。

平成19年度の住宅使用料につきましては、現年度分の調定額が5億9,997万1,500円に対しまして、収入済み額が5億7,424万4,630円で、調定額に対する収納率は大体0.01ポイント増の95.71%となっております。また、過年度分、これは滞納分でございますが、調定額1億3,271万7,841円に対しまして、収入済み額は2,765万3,630円で、調定額に対する収納率は3.82ポイント増の20.84%となっております。全体で、1ポイント増の82.15%となっております。

調定額比ではどうであるかというようなことですが、調定額の動向につきましては、現年度分が平成17年度が5億8,279万9,467円で、18年度は1.95ポイント増加をいたしてございまして、5億9,416万2,800円、19年度は前年比0.98ポイント増の5億9,997万1,500円となっております。

また、過年度分、滞納分につきましては、平成17年度が1億3,094万4,892円で、18年度は2.99ポイント増加をいたしてございまして1億3,485万7,670円、19年度は前年比1.59ポイント減でございますが、1億3,271万7,841円となっております。

全体の調定額は、平成17年度7億1,374万4,359円で、18年度は2.14ポイント増加し、7億2,002万470円、19年度は前年比0.5ポイント増の7億3,268万9,341円となっております。調定額の増加につきましては、合併によります家賃の激変緩和措置、3カ年で本来家賃に追いつくという傾斜家賃によるものでございます。

○ 楡井委員

今、数字が細かく報告されましたけど、私がお聞きしたかったのは、この表に出てない調定額の前に、現年分の予算現額というのがあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういう数字はないんですか。

○ 建築住宅課長

予算の現額はございますが、実際に納めていただく金額というと、調定額ということになるかと思えます。

○ 楡井委員

その予算現額というのは、実際に納めていただくお金ではないというような説明に聞こえるんですけども、そういう理解でいいんですか。予算現額というのは何ですか。

○ 建築住宅課長

予算現額といいましたら、当初予算を立てるときに、うちのほうで予測する金額といいますか、その金額になると思えます。

○ 楡井委員

それは、全く住宅課なりで架空につくり上げる数字ではなくて、本来、家賃収入としてもらうべき金額ではないんですか。その予算現額につくり方といいますか、集計の仕方といいますか、それはどうなっているんでしょうか。

○ 建築住宅課長

調定を参考にしながら、取れる金額を予想した金額という形。使用料の計算をいたしまして、その金額で予算現額を立てるという形になると思えます。

○ 楡井委員

今の説明で、ここにおられる方はよくわかるんでしょうか。私は全然わからないんですが、今まで私が理解していたのは、予算現額というのは、本来、全部収納しないといかん金額というのがあって、しかしそれはなかなか大変だろうから、3%なり5%なりを減らしたところを調定額として、それを集めていこうと。集める金額の目標としようというふうに理解していたんです。ですから、予算現額というのと調定額の間には何%かの差があるように、私、今まで理解していたんです。それはどうなんですか。

○ 建築住宅課長

本来、納めていただく金額がうちの調定額ということになっています。それと、予算現額に関しましては、昨年度の収入状況とかいうことを踏まえまして、そういう、今、委員の言われております予算現額というのは、そういうものではないかなと思えますが。

○ 楡井委員

そうすると、予算現額と調定額というのは、同じだというふうに、じゃないわけでしょう。すみません、時間とりますから、次に進みます。後で詳しく、財政当局の人などと一緒にお聞かせください。勉強させてください。

それで進みますが、滞納分の一定の改善が進んでいます。3.5%でしたか、その原因は何ですか。

○ 建築住宅課長

家賃の滞納整理につきましては、市営住宅の使用料滞納事務処理要領に基づきましてやっているわけですが、本人及び連帯保証人への督促、それから電話及び文書等による日々の催促のほか、職員による定期的な訪問、それからさらには夜間訪問を繰り返し行いまして、

さらなる納付の指導の徹底化を図っております。

また、事あるごとに滞納については、注意を喚起するとともに、滞納者のうち悪質者に対しては、法的措置を実施しておるところでございます。

○ 楡井委員

日ごろ、努力をされているということであります。大変御苦労であります。

ところで、法的措置の結果、退去される方が当然おられると思います。またその法的措置の結果、話し合いをして、分納で納めるという人もおるでしょう。そういう結果が上がってきたのかと思いますが、この法的措置の結果、退去した人の未納額、これはどうなっているのか。件数、金額わかれば教えてください。

○ 建築住宅課長

法的措置を講じた場合が、多くの入居者は和解を選択して、大体滞納家賃の計画的分納を行います。強制退去となった者については、自己破産とか死亡、また行方不明、そういう方が多く徴収が困難となっておりますのが現状でございます。

また、該当者が納付する資力、財産を有していないというのが現状で、その対応には苦慮しているところでございますが、現在退去者の件数といたしましては147件、滞納金額にいたしましては4,968万7,179円ということになっております。今のは分割納入を除く分でございます。

○ 楡井委員

退去して、取れないお金ということ言えば、自己破産をされた方とか、行方不明になられた方とか、死亡された方とかいうようなことでありまして、そういうのが147件、約5千万円近くあるというような御答弁であります。これは平成19年度で、こういう措置をしなければならなかった、破産だとか、破産はそうかもしれません。そういうものがあるかもしれませんが、行方不明の方とか、死亡された方とかいうのは、死亡もその措置に当たりますかね。そういう状況があると、あとわからないのは、不明ということだけなんです。そういう人たちで、4,900万円なのか、ちょっと措置がテンポを早くできなかったものかと考えるわけですが、その点はどんなふうに、措置、今までされてきたのかということがわかれば教えてください。

○ 建築住宅課長

措置としましては、訪問、それから文書等での催告等で行っておりますが、そういう、まず死亡された方については、そういう関係者の方とか、また実際、住所がわからない方については追跡調査等を実施しておりますけれども、なかなかそれでも把握できないというのが現状でございます。

○ 楡井委員

これは、再度聞きますけど、147件、4,900万円というのは、平成19年度だけですか。それとも、例えば飯塚市になってからの累計だとか、その点どうでしょう。

○ 建築住宅課長

合併後の累積でございます。

○ 楡井委員

そうすると、2年間の累計ということになります。そうすると、この間に、住宅使用料で不納欠損というのはありましたか。

○ 建築住宅課長

477万9,913円の不納欠損をしております。

○ 楡井委員

そうすると、既にこの住宅使用料で回収の見込みが大変困難だというのが5,500万円近くになるということになるわけです。それを確認しておきます。

それから、颯田地区の収納率について、お聞きしたいと思います。幸い、この収納率は旧自治体ごとに出ておりましたのでわかりやすかったですけれども、颯田地区は現年分でほぼ95%以上、それから滞納分についても20%以上の収納がされておりますけれども、颯田地区は、平成17年度比で9.3%、さらに13%と、改善の兆しは見えているようでありますけれども、しかし現年分と滞納分の合計では、収納率は市の平均よりも28%も低いという状況になっているように見えます。

そこで、現年分の未収も、1戸当たり1万円以上というふうな状況に、戸数と滞納額で割りますとそういう状況になるし、滞納分は1戸当たり9万4千円にも相当するというような状況であります。住宅課として、この颯田地区の収納率の状況、これをどういうように評価して、どう対応していこうというふうにされているのかについて御答弁願いたいと思います。

#### ○ 建築住宅課長

先ほど、滞納者の退去件数と滞納金額を言いました、合併後というような、2年間というようなことで御理解されているかもしれませんが、以前からの滞納分ですので、確認だけをさせていただきたいと思います。合併前からの滞納分でございますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:17

再 開 13:20

委員会を再開いたします。

#### ○ 建築住宅課長

最初に訂正をさせていただきます。先ほど合併後2年間という形で答弁いたしましたけれども、合併前からの累積分でございますので、訂正させていただきます。

それから、委員から質問にあっております颯田地区の収納率の問題でございます。この分につきましては、過年度分が調定額が1億3,271万7,841円に対しまして、その分の颯田地区の分が6,127万6,560円という、46.17%を占めているわけでございます。これは、合併前の旧飯塚及び旧穂波地区におきましては、合併前よりそういう悪質滞納者に対しまして、住宅の明け渡しを求める訴えの提起を行っております。また、筑穂、庄内におきましても、積極的に滞納整理に努めていたものと思われておりますが、颯田地区においては、督促、催告等の滞納整理の取り組みが積極性に欠けてかけていたのではないかと思料されております。

特に、収納率の低いことにつきましては、高額滞納者も多いことから、集中的に電話及び文書による来庁指導、指示、呼び出し等を行ったりしまして、訪問指導及び夜間徴収等、本人との折衝によりまして、滞納整理に努めているところでございます。

また、段階を踏みまして、最終催告等に応じない悪質な滞納者につきましては、住宅の明け渡し等の請求訴訟、いわゆる法的措置を行うことで厳正に対応し、収納率のアップに取り組んでいるところでございます。

#### ○ 楡井委員

今、颯田地区の問題については、それなりの努力も行われているようでありますけれども、いかんせん、その金額が大きいということになれば、不納欠損で落とさないといかんとか、行方不明になったとかいうことにつながりかねませんので、今後とも鋭意頑張っていただきたいというふうに思います。

颯田地区の収納率だけではなくて、飯塚、穂波の収納率についても、注意を喚起しておきたいなというふうに思います。飯塚と穂波の市営住宅の戸数は、合わせると、飯塚市全体の4分の3を占める戸数になります。76%ぐらい、それで、この飯塚と穂波、両地区の収納率が、低下傾向にあるんじゃないかというふうに思います。飯塚でいえば、現年と滞納、両方合わせ

てですけど、89、88と下がってきています。さらには、滞納分でも、そういう状況が生まれています。穂波についても同じです。この数の多いところで、こういうふうな状況が生まれているということは、全体の影響にかかってくるというふうに思いますので、これは歯どめをかけなければいかんというふうに思いますので、これについていかがでしょうか。

○ **建築住宅課長**

平成19年度につきましては、特に穎田地区の底上げに傾注いたしました。飯塚及び穂波地区については、特段手を抜いたわけではございませんが、結果として横ばい、微減となっておりますことから、今後は全体の底上げを目指しまして、鋭意努力をしてみたいと考えております。

○ **楡井委員**

じゃ、大いに頑張ってください。

それから、駐車場の使用料、これは、飯塚市全体一律なのか、団地ごとで差があるのか、その点だけお願いします。

○ **建築住宅課長**

合併の折に、駐車場の金額についても協議をなされたわけですが、1市4町ばらばらでございましたので、一律2千円にしようということで、現在3年間の傾斜にて使用料を500円ずつ年間に上げていってるところでございます。来年度から一応、一律2千円ということで実施していくことにしております。

○ **委員長**

次に、八児委員の質疑を許します。

○ **八児委員**

それでは、同じく教育使用料、文化会館駐車場使用料についてお尋ねをさせていただきます。

駐車場の収入が1,276万8,800円とありますが、では、その管理経費についてどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○ **生涯学習課長**

文化会館駐車場の管理費につきましては、嘱託職員の人件費約722万6千円、それから、駐車場システム保守点検委託料37万8千円、消耗品費34万7千円、それから、光熱水費の概算が約60万円、合計約855万1千円となっております。

○ **八児委員**

そういうことになりますと、約421万7千円が黒字になるというふうなことになるんですかね。

○ **生涯学習課長**

そのとおりでございます。

○ **八児委員**

地下駐車場の設置目的は文化会館など公共施設を利用する人の利便性を図るためのものではないかと思えます。そこで、利益が上がっておることが目的ではないと思えますが、条例改正してでも利便性を第一に考えて、利用料金を安くするというふうなことはどんなふうでしょうか。

○ **生涯学習課長**

文化会館の駐車料金は、市営駐車場条例で定められておりますが、現在、使用料につきましては、公の施設使用料等、受益者負担についての一定の方向性を示すための実施計画が出される予定でございますので、それをもとにしまして、各施設で見直しの方向性が定まって、そして、それに従って検討を進めていくというようなことになろうかと思えますので、それまではこのままでいかせていただきたいというふうに考えております。

○ **八児委員**

わかりました。それで、一定の受益者負担はもうしようがないというか、そういうふうには考えておりますけれども、何せ、イベント等で使用するとき、やはり外に出るとき、出庫するときにイベントで一斉に出るときには三、四十分かかる状況にあると思われるんです。

この前もたまたま私がちょっと遅れて出ました関係で、本当は入り口に置いてたんですけれども、即出られないでおったら、やっぱり40分ほどかかったんです。おまけにあと二、三台というときになって崩れたんですよ、料金バーが。それで、係の方がばたばたされて、どうしていいかわからんで、それで少し待たされたという状況もあるんですけれども。そのときに、最終的には四、五台だったから手取りをしていただいたんですけれども。そういう状況で、やはり集中すると、やっぱり崩れてしまうとか、やはり一台一台バーを上げなければいかんとか、そういう状況で、かなりの時間かかっておるということは、やはり利便性が悪いのではないかと思います。そういうことで、せっかく収入もそういうふうな形でありますので、やはり住民サービスの一環として、しっかりとこの辺についても取り組んでいただきたいということで要望をお願いしたいと思います。

#### ○ 委員長

続いて、楡井委員に質疑を許します。

#### ○ 楡井委員

1点だけお願いいたします。ごみ袋の販売の状況が7ページにございます。これは、平成17年度までは飯塚市の分だけということで従来のもののように比較がちょっと難しいんですけど、18年、19年と2年間の決算状況が出ておりますが、総経費のうちにごみ袋の販売料金の比率がずっと低下してきています。これは、何をあらわしているのかなということについて御説明願いたいと思います。

#### ○ 環境施設課長

資料の7ページのところでございますが、平成18年度、19年度比較しまして、ごみ袋代に対します総経費が下がってるという状況でございますけど、基本的に平成18年につきましては、合併に伴いまして、旧飯塚市及び4町に、ごみ袋の統一によりまして新しいごみ袋の販売店が在庫を確保したという状況もございます。

それから、平成19年度の分につきましては、低下の主な理由といたしまして、飯塚市桂苑、飯塚市桂川町衛生施設組合と、ふくおか県央環境施設組合との負担金の減少によりまして総経費が減少したと。一方、ごみの搬入量が減少したことを含めまして、ごみ袋の作成、販売量等が減少したために低下したものでございます。

#### ○ 楡井委員

そうすると、この総経費中、ごみ袋料金の比率が下がってるというのは、このあいだの説明では、平成18年のときは合併の月も含めて13カ月分で、今回の分は12カ月分だから、1カ月分18年のほうが多いというような御説明もあっておりましたけど、総じて言うならば、ごみの搬入量が減っている、つまりごみの減量化が進んでいるというふうに見えていいんですか。

#### ○ 環境施設課長

申しわけございません、若干説明不足でございます。平成18年度のごみ袋の値段につきましては、先ほど若干申し上げましたけど、新しいごみ袋の切りかえによりまして、販売店、約328業者、345店舗ございますが、その在庫として、やっぱり約1カ月から3カ月分程度在庫を抱えたことにある程度原因があるんじゃないかというふう考えております。

#### ○ 楡井委員

ちょっと質問とかみ合っていない。私が言ったのは、13カ月分という話ですよ。それで、今の決算年度は12カ月分と。これ、袋代が減ってる状況ですよ。それで、今のお話では、合併をするときの、例えば、今は黄色い袋を使ってますけど、それ以前は穂波は赤い袋だったから、この18年は赤い袋も使っているという話で、そういうストックを使ってきたと

いう関係があるから、18年度で言えば、その袋代が19年度よりも低くなるのが当たり前じゃないかなという感じがするんですよね。

それはそれとして、この総経費の中で袋代の比率が下がってきているのは、ごみが減ってるからかということなんですけれども、一概にはそういうふうにごみが減ってきてるというふうには言えないということでもいいんですか。

○ 環境施設課長

ごみの搬入量につきましても、平成19年度と比較しまして約2.6%ほど下がっておりますが、基本的にもうそれだけということで、なかなか減量化されてるというのは若干難しゅうございますが、基本的に先ほど申しました施設の管理運営費等も下げておりますので、整体的にごみ処理総経費が下がったというふうに考えております。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、第11款「地方交付税」から第14款「使用料及び手数料」までの質疑を終結いたします。